

特集《支部の活動紹介（後編）》

# 支部活動のパイオニア

—近畿支部は進化していく—

近畿支部支部長 **河野 登夫**



## 要 約

近畿支部が創立されてまもなく四半世紀を迎えようとしている。屋上屋を重ねる（下部組織であるから「床下床を重ねる」であろうが）などの反対論を乗り越えて支部組織を作り上げていった時代、活動の選別淘汰の時代、更には対外的活動の拡大の時代と状況に応じた対応をとって今日に至っている。東海支部創立が後に続き、3年前の全国支部化に至る過程で常に、他支部の組織、活動の範となってきたと自負している。そしていま、近畿支部は組織の細胞としての地区会の自立化へ舵を切り始めている。

### 1. はじめに

全国単一組織、という日本弁理士会（1985年当時は「弁理士会」）の構造に風穴を開けて近畿支部という地方組織を構築してはや四半世紀近くが過ぎ去った。様々な圧力、障害を説得・工夫によって解消して近畿支部の創立に奔走された先輩たちの努力は3年前の全国支部化という成果をもたらした。

もし、近畿支部創立という一種の独立運動がなかったら、今もなお、と言うよりも往時より肥大化した巨象のような、単一全国組織が、蟻の穴を塞ぎ回るような地域活動を鈍重に行い続けていたであろう事は想像に難くない。会員が地方の諸団体、市民のためにフットワーク軽く活動できるのはまさに支部組織のおかげ

である。そしてこの活動によって、地方の団体、市民にサービスを提供してもらうことで我々のプレゼンスを高めていくことができる体制となったのである。以下に近畿支部の現状及び招来へ向けての変貌の兆しを紹介したい。

### 2. 組織の概要

近畿支部は近畿2府4県で登録している会員（2008年末現在で1,700名弱）で構成され、これら会員の指導、連絡及び監督を主たる業務とする。最高意志決定機関としては支部総会があるが、日々の活動に携わるのは、**図1**に示すように、事業について審議し、実行していく正副支部長会（支部長1名、副支部長10名）

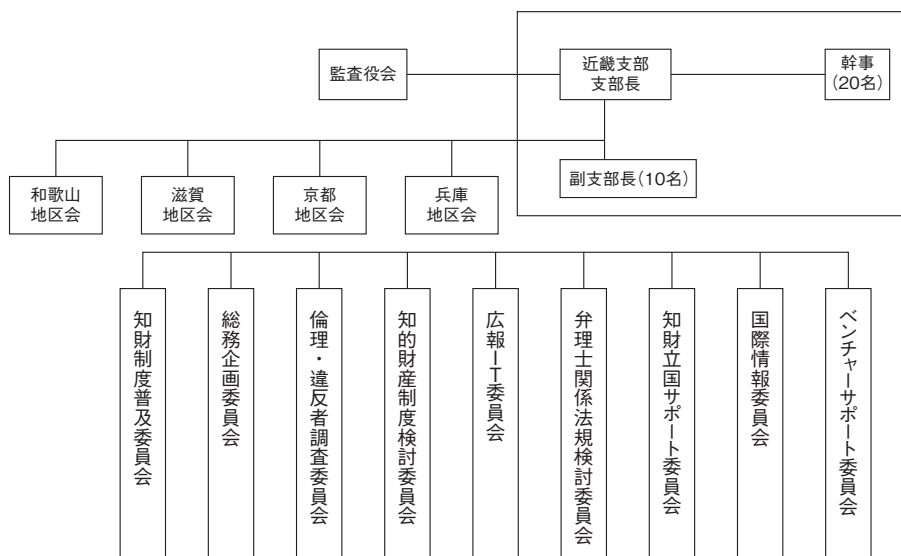


図1 近畿支部の組織

および重要事項を審議し、決議する役員会（正副支部長及び20名の幹事で構成）である。事業および会計の監査は5名の監査役が行う。役員会の下には9つの委員会が置かれている。委員会の活動については後述する。

### 3. 地区会

近畿支部創立の動機は、地方自治の要望の高まりと意志決定の迅速化であった。東京にある本会にお伺いを立てて決済を得る迄の時間が長い事、及び地方の実情の理解が得られ難いことなどの問題点を解決するためには支部はどうしても必要だったのである。近畿支部の前身的存在である近畿地方委員会では制約が多く、また器が小さすぎた。全国支部化の一環でできた他支部にあっては、参加者数が少ないとか、支部会員の活動参加へのモチベーションが低いとか、はたまた何をして良いか分からない、等の声を聞くことがあるが、近畿支部の場合は、まず組織ありき、ではなく、まず必要性があったから、そのような愚痴に類する反応は無かった。ただ、先例がない組織の立ち上げであったから、細部の構築には試行錯誤があった。例えば本会と支部とが2重に同様の委員会をつくるという、ムダをした時期もあった。この問題は時間の経過と共に改善され、現在の委員会構成に落ち着いた。

近畿支部の活動が安定してくると、支部誕生のときと同様に、支部の下部組織の必要性を唱える声が高まり、またその気運が近畿支部内において生じてきた。地区会の誕生である。

近畿2府4県の鉄道網は四通八達の状況にあると言って良い。中心たる大阪市と他の府庁、県庁所在地との間は30分～70分程度で結ばれている。しかしながら、府庁、県庁所在地のターミナル駅周りが会員の活動拠点であるわけではない。各支部内で最も恵まれた施設を擁する近畿支部の所在地（日本弁理士会大阪分室）は大阪駅から移動時間30分の位置にある。

こうした状況を考えると、何らかの事業活動のために大阪以外の府県にある特許事務所又は事業所から近畿支部所在地まで足を運ぶには1時間半～2時間を要することになる。往復のことを考えると事業活動に割く時間よりも移動に要する時間の方が長い、ということになる。

これを解消するには地元の組織を、となるのが当然の成り行きである。また府県毎の産業構造や風土の相

違もあって、地区会の創立が望まれたしたのである。

京都地区会は2008年で創立10周年を迎えた。地区会のパイオニアである。京都地区会から少し遅れて兵庫地区会が発足。現在はいずれも100名を遙かに超える会員を擁し、独自の活動で実績を積んできている。

さて、近年は知的財産制度の普及活動が盛んであり、府庁、県庁所在地からは遠く離れた市町村での行事が多い。近畿地方の最南端に近い串本（和歌山県）から最北端に近い網野（京都府）までは鉄道距離にして400キロ余り、所要時間は7時間半に及ぶ。串本在住の会員が網野まで出向いて支援活動を行うという事態は考えられないが、その半分の移動は十分有り得る。往復を考慮すれば400キロ、7時間半の移動となるのである。そんなこともあって、より地元に着した活動が機動的にできるように、少会員数地区ではあるが、和歌山地区会、及び滋賀地区会が2008年に発足した。これまでのところ設立総会と設立記念講演会だけが実績ではあるが、今後の活動が大いに期待できる。

地区会の組織は地区会長（1名）、および副地区会長（2～3名）が全体を司どり、実働部隊としての運営委員会がある。

地区会は独自の活動をする、と言うことに意義があるが、支部として行うべき活動の一部を担って貫うという性格も有している。そんな意味から、支部の事業を地区会へ移行すると共に、予算上の手当てを厚くしていく、という方向の検討をしていきたいと考えている。既に一般向け及び会員向けの講演・研修では独自の企画を立案し、実行しているが、予測以上の多数の参加者を得ており、地域ニーズの把握に地区ならではの視点が有効に働いているものと思われる。

### 4. 調査室

調査室の意義、活動について理解している会員は少ないと思われる。理解している会員にとってはその重要性を認めながらも、存在自体に若干の疑問を感じる組織であると捉えられているようである。以下、近畿支部に置ける調査室について、その独自の存在意義を会員に認めていただくために活動を紹介しておきたい。

調査室は本会の組織であるので図1には示されていない。調査室の大阪分室駐在の室員（2名）は支部会員から選任されており、有償である。本会の調査室員と同じくユーザ／会員間のトラブルなどの調査も行

うが、近畿支部独自の位置づけとしては、日本弁理士会近畿支部または大阪分室に常駐している弁理士ということになる。いわば団体の専務理事というイメージである。各人2日/週の出勤義務を有しており、交番勤務をすることで1週5日の内、少なくとも4日はいずれかの室員が在席している状態を確保している。

多くの会員を擁し、しかも対外的活動が活発化しているので、昨今は産官学の各種の組織からの来訪者が多い。ところが、立派な施設に執務室を構えているにも拘わらず、支部の責任者たる支部長は会議、研修など行事がある場合、または予め客人の来訪が予定されている場合のほかは支部には不在である。来訪者は、支部長またはそれに代る弁理士の在席を期待している

はずである。そのようなことから、日本弁理士会または近畿支部の顔として調査室員に来客対応をしていたり、実務的には事務局員が十分対応できるとしても、別な観点から必要な「重み」を示すことができるのである。そのために支部活動のみならず本会の動向にも通じておく必要があり、調査室員は結構な忙しさに追われている。

### 5. 委員会

(1) 図1に示した9つの委員会があり、多彩な活動を展開している。

なかでも知的財産制度普及委員会（旧弁理士制度普及委員会）は八面六臂の活躍をしている。すなわち、

表1 2007年度パテントセミナー一覧

大阪パテントセミナー（基礎編）（会場：経営支援プラザ UMEDA）				
回数	テーマ	講師	開催日時	参加者数
第1回	特許・実用新案の概要 ～出願から中間処理まで～	五郎丸 正巳	2008年1月21日（月） 18：30～20：30	101名
第2回	意匠法の概要 ～出願から中間処理まで～	野村 慎一	2008年1月28日（月） 18：30～20：30	86名
第3回	商標はこう出願し、対応する ～出願から中間処理まで～	仲谷 実男	2008年2月4日（月） 18：30～20：30	97名
第4回	特許情報の調査 ～特許電子図書館（IPDL）に アクセスしよう～	井崎 愛佳	2008年2月25日（月） 18：30～20：30	72名
第5回	これは使わな損やで！ ～中小企業のための知的財産支 援策～	上羽 秀敏	2008年3月3日（月） 18：30～20：30	58名

大阪パテントセミナー（応用編）（会場：経営支援プラザ UMEDA）				
回数	テーマ	講師	開催日時	参加者数
第1回	知財実務英語 ～日常英語通信文の書き方・考 え方～	木村 進一	2008年1月19日（土） 13：30～16：00	118名
第2回	知的財産侵害訴訟における損害 賠償額～最近の損害額論の動向 を見る～	小松 陽一郎	2008年2月2日（土） 13：30～16：00	87名
第3回	デジタルネットワークと最近の 著作権問題 ～侵害主体性・通信と放送・最 近の改正法など～	三山 峻司	2008年2月16日（土） 13：30～16：00	68名
第4回	知的財産権価値評価 ～定性と定量～	森 收平	2008年3月1日（土） 13：30～16：00	81名

第5回	契約のポイント ～知財の視点から～（秘密保持契約、共同開発契約、ライセンス契約、取引契約等）	丸島 儀一	2008年3月15日（土） 13：30～16：00	112名
-----	---	-------	------------------------------	------

京都パテントセミナー（会場：京都商工会議所）				
	テーマ	講師	開催日時	参加者数
午前の部	特許出願に際しての心得（機械・メカトロニクス分野） ～補正や特許権侵害対応を見据えた明細書の書き方を考える～	赤澤 一博	2008年2月9日（土） 10：00～12：00	63名
午後の部	小売役務商標制度の活用方法 ～貴方にとって小売役務商標を取得する必要性はあるのか～	肥田 正法	2008年2月9日（土） 13：00～15：00	35名

兵庫パテントセミナー（会場：神戸市産業振興センター）				
	テーマ	講師	開催日時	参加者数
午前の部	特許・実用新案の概要 ～出願から権利行使まで～	古川 安航	2008年3月8日（土） 10：00～12：30	54名
午後の部	商標と不正競争防止法について ～営業をまもるために～	細見 吉生	2008年3月8日（土） 13：30～16：00	67名

滋賀パテントセミナー（会場：草津市立市民交流プラザ）				
	テーマ	講師	開催日時	参加者数
午前の部	国内優先権の使い方 ～間違っ た出願をしないために～	櫻井 健一	2008年1月26日（土） 10：00～12：30	67名
午後の部	特許関連の知っ得情報 ～中小企業・個人のための支援 策や補正について～	中越 貴宣	2008年1月26日（土） 13：30～16：00	39名

中小企業実務者向けの継続的な研修である「パテントセミナー」、及び小中学校へ出向いて行う「知財授業」に加えて、大きな講演会、セミナーを随時手がける。表1はパテントセミナーの昨年度実績である。

タイムリーな企画に対する参加者の多さに注目していただきたい。

知財授業は2007年度27校に対して行ったが、2008年度はほぼ倍増の状況にある。予算上の制約と、人的資源の制約からほぼ限界に達しつつある。

2008年の「弁理士の日」の記念講演会では450名というこれまでの最多入場者を記録した。

(2) 他の支部に見られないユニークな委員会の1つが「倫理・違反者調査委員会」である。所謂、非弁活動を行う会員外の者、並びに顧客から苦情を申し立てられた者及び弁理士倫理に違反した者の行為を調査し、必要な場合には、本会のコンプライアンス委員会など関連する組織へ情報を提供する。休眠状態であることが好ましい委員会ではあるが、年間5～6件の苦

情申立を受けている。

(3) 「国際情報委員会」は、若い会員のために外国の法制及び実務に関する情報を収集し、これを提供する。本会における実務委員会のようなものではあるが、高頻度で講演を企画し、委員会外の会員への情報提供を積極的に行っている。講演への参加者も多く、好評を博している。情報収集のみでは積極性に欠けることもあり、本年度は情報発信活動として、中国の弁理士の地方（杭州）組織との交流を企画中である。

(4) 知的財産権制度検討委員会は特許権など知的財産権についての時宜に即したテーマを取り上げて検討する委員会である。今年度は大阪地裁の判例研究及び新規業務研究を行っている。

弁理士関係法規検討委員会は、支部規則その他支部を律する規則および書式などを新設又は改変するための検討を行う。全国支部化に伴い、各支部の規則などを統一しようとする動きがあるが、そのような統一化の適否判断も任務の一部である。近畿支部は支部組

織の先駆者としての実績を積み重ねてきていること、及び地域の独自性確保という見地から統一化自体が目的であるような動きに対しては懐疑的である。

広報 IT 委員会内外両方に向けた広報活動を行っている。会員向けには「夕陽丘便り」と題した月報を発行している。この月報はつい先頃一部の会員を除いて電子配信化された。外部向け活動としては随時記者会見を開催している。2008年12月のiPSをテーマにする記者会見には9社10名の参加があった。

ベンチャーサポート委員会は文字通りの活動を目指すもので、各種の研修の開催を大阪弁護士会及び公認会計士協会と共同で開催している。また、近畿経済産業局の各種事業に協力をしている。

知財立国サポート委員会は対外的支援活動を主たる事業としており、各種の講師派遣、相談員派遣などを行うほか、一般向けの講演会の企画実行を行う。2009年3月には中小企業向けの所謂地域知財セミナーを中小企業の物作りのメッカである東大阪市で行う。

総務企画委員会は各種研修の企画又は研修所の活動支援などを行うほか、他の委員会の担当に適さない事業全般を担っている。ユニークな活動として「フラビア」の会の企画運営がある。若年会員に対する支部活動への参加の呼び水としようとして設けられた集まりである。S社薄型テレビと紛らわしい名称であるが、フラッとビアを飲みに行く気分で参加して貰おう、という趣旨である。飲んでワイワイの会からの脱皮を図るべく、ミニ講演+この講演と同テーマでの討論会としての衣替え中である。

(5) 以上のような委員会活動を支える会員は本会の委員会委員と比べて若い。近畿地区から本会の委員会に出席するのはほぼ1日仕事である。これは特許事務所勤務会員であろうと、自営会員であろうと若年会員には負担が大きい。支部委員会の活動は特別な催事の場合を除けば移動時間を含めても3、4時間で足りる。会務の重要性を認識された若い会員が支部活動に積極的に取り組んでくれていることが喜ばしい。また、企業内弁理士の参加が多いのも近畿支部の委員会の特徴である。企業内弁理士の絶対数が多い事も影響しているであろうが、弁理士自身の義務意識が高いことも感じられる。本会では委員会は昼間開催が原則であるが、近畿支部では特許事務所勤務者または企業勤務者

にとって出席しやすい午後6時からの開催委員会が少ない。

## 6. 将来の展望

弁理士受難の時代である。2003年以降の弁理士増員政策は弁理士の社会的地位を劇的に引き下げた。2002年に知財立国という政策が掲げられたが、それとは裏腹に、最も分かりやすい創出知財量の指標である特許出願件数は、ピーク時の2001年比で2007年には約90%と減少している。従って、弁理士個々が特許出願に携わり得る機会は、分子が小さく、分母が大きくなった結果、否、その傾向が続いているから減少し続けている。これは机上の計算だけではなく身近にも顕在化している。弁理士を天職と心得、アシスタントに頼らず、自ら筆を執ってきた有能な弁理士が退場を余儀なくされている。

支部の活動には知的財産推進計画に則って行われているものが少なくない。同計画2008には理由を示されぬままに「弁理士の大幅な増加を図る」との一文がある。このままの施策が続けば組織の肥大化、強力化とは裏腹に、弁理士個々の弱体化が進行することは必定である。社会的地位の低下は参入人材の劣化を招来し、結果的に施策の目的が達せられないことになりかねない。

知的財産推進計画に則った支部による外部への支援にもまして会員への支援も重要である。有能な会員に、より高い能力をつけさせ、逆風に耐えていける弁理士になってもらえるような研修の開催を試みたい。専門性が高い研修、内容が高度な研修については敢えて義務研修の単位認定対象から外す事が考えられる。門外漢、レベル未達の会員は参加しないであろうから、厳選したコンテンツでの研修が可能になる。また遅刻してでも参加を、という熱心な聴講者が期待できる。運営面からは小会場利用による費用節減、単位認定のための参加者管理費用の節減などが図れる。

近畿支部は支部活動のパイオニアとして一歩先を見据えた運営をしていく責務があると考えている。支部会員にはこのような自負と責任感をもって支部活動への協力、参加を頂きたい。

(原稿受領 2008. 12. 1)